（小泊・大室地区に係る基準の特例）

第十条　小泊・大室地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第七号、第九号及び第十号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第二号中「二階建」とあるのは「三階建」と、「十メートル」とあるのは「十三メートル」と、同項第四号中「千平方メートル」とあるのは「百九十七平方メートル」と、同項第六号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ六十パーセント以下及び二百パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2　小泊・大室地区内において行われる規則第十一条第九項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第三号及び第七号ロ中「千平方メートル」とあるのは「百九十七平方メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3　小泊・大室地区内において行われる規則第十一条第二十三項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第二号及び第二号の二を除く。）に掲げるとおり」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（小指地区に係る基準の特例）

第十一条　小指地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第七号、第九号及び第十号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第二号中「二階建」とあるのは「三階建」と、「十メートル」とあるのは「十三メートル」と、同項第四号中「千平方メートル」とあるのは「三百三十平方メートル」と、同項第六号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ六十パーセント以下及び二百パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2　小指地区内において行われる規則第十一条第九項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「第三号及び第六号から第九号までに掲げるとおり」と、同項第三号及び第七号ロ中「千平方メートル」とあるのは「三百三十平方メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3　小指地区内において行われる規則第十一条第二十三項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第一号から第二号の二までを除く。）に掲げるとおり」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（大指地区及び谷川浜・祝浜地区に係る基準の特例）

第十二条　大指地区及び谷川浜・祝浜地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第七号、第九号及び第十号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第二号中「二階建」とあるのは「三階建」と、「十メートル」とあるのは「十三メートル」と、同項第四号中「千平方メートル」とあるのは「三百三十平方メートル」と、同項第六号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ六十パーセント以下及び二百パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2　大指地区及び谷川浜・祝浜地区内において行われる規則第十一条第九項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第三号及び第七号ロ中「千平方メートル」とあるのは「三百三十平方メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3　大指地区及び谷川浜・祝浜地区内において行われる規則第十一条第二十三項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第二号及び第二号の二を除く。）に掲げるとおり」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（鹿立浜地区に係る基準の特例）

第十三条　鹿立浜地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第七号、第九号及び第十号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第二号中「二階建」とあるのは「三階建」と、「十メートル」とあるのは「十三メートル」と、同項第四号中「千平方メートル」とあるのは「二百七十五平方メートル」と、同項第六号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ六十パーセント以下及び二百パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2　鹿立浜地区内において行われる規則第十一条第九項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第三号及び第七号ロ中「千平方メートル」とあるのは「二百七十五平方メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3　鹿立浜地区内において行われる規則第十一条第二十三項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第二号及び第二号の二を除く。）に掲げるとおり」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（十八成浜清崎山地区に係る基準の特例）

第十四条　十八成浜清崎山地区内において行われる規則第十一条第二十三項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第四号を除く。）に掲げるとおり」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（寄磯浜地区に係る基準の特例）

第十五条　寄磯浜地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第七号、第九号及び第十号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第二号中「二階建」とあるのは「三階建」と、「十メートル」とあるのは「十三メートル」と、同項第四号中「千平方メートル」とあるのは「百九十五平方メートル」と、同項第六号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ六十パーセント以下及び二百パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2　寄磯浜地区内において行われる規則第十一条第九項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第一号、第四号及び第五号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第三号及び第七号ロ中「千平方メートル」とあるのは「百九十五平方メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3　寄磯浜地区内において行われる規則第十一条第二十三項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第一号から第二号の二までを除く。）に掲げるとおり」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（大谷向山地区に係る基準の特例）

第十六条　大谷向山地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第九号及び第十号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第二号中「十メートル」とあるのは「十三メートル」と、同項第四号中「千平方メートル」とあるのは「三百三十平方メートル」と、同項第六号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ六十パーセント以下及び二百パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2　大谷向山地区内において行われる規則第十一条第九項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第五号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第三号及び第七号ロ中「千平方メートル」とあるのは「三百三十平方メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3　大谷向山地区内において行われる規則第十一条第二十三項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第二号及び第二号の二を除く。）に掲げるとおり」と読み替えて、同項の規定を適用する。